

平成31年度生物多様性保全推進支援事業公募要領

1. 事業の目的

地域における生物多様性の保全再生に資する取組等に必要な経費の一部を国が交付することにより、地域における先行的・効率的な活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全再生を着実に進めることにより自然共生社会づくりを推進する。

2. 事業の概要

自然共生社会づくりを着実に進めていくため、下記交付対象事業のいずれかに合致する活動等であって、地域における生物多様性の保全再生に資する取組等に必要な経費の一部を国が交付する。

なお、交付金を充てることのできる割合及び交付対象経費の区分及び内容は別表1及び2のとおりとする。ただし、当該区分に係る実支出額が大臣の定める基準額より少ない時は、その実支出額とする。

3. 事業の要件

国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業であり、次の(1)～(8)に掲げる各交付対象事業のうち、いずれかの項目に該当すること。

(1) 特定外来生物防除対策	外来生物法に基づく対策であって、特定外来生物又は特定外来生物への指定を検討している外来生物の防除等
(2) 重要生物多様性保護地域保全再生	<ul style="list-style-type: none">・自然公園法に基づく国立公園又は国定公園・自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域・鳥獣保護管理法に基づく国指定鳥獣保護区・ラムサール条約に基づくラムサール条約湿地・世界遺産条約に基づく世界自然遺産・ユネスコの人間と生物圏(MAB)計画に基づく生物圏保存地域(BR、ユネスコエコパーク) <p>における事業等</p>
(3) 広域連携生態系ネットワーク構築	生物多様性地域連携促進法又は自然再生推進法に基づく計画の策定又は当該計画に基づく事業であって生態系ネットワークの構築に係る広域の取組等
(4) 国内希少野生動植物種等対策(平成29年度までに採択された継続事業に限る)	種の保存法に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策であって、 <ul style="list-style-type: none">・国内希少野生動植物種又は我が国に生息する国際希少野生動植物種の保護・絶滅危惧種が集中的に分布する地域における取組・2以上の都道府県にまたがる広域的な取組・急激に減少している又は著しく数の少ない絶滅危惧種に対する取組 等
(5) 地域民間連携促進活動	生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する、地域・民間に対する連携のあっせん(企業と地域・NPO法人等とのマッチングを含む)、専門家の紹介等の取組等
(6) 国内希少野生動植物種生息域外保全	種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、動植物園等が実施する種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組等
(7) 国内希少野生動植物種保全	種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、地方公共団体や特定非営利活動法人、民間事業者等が主体的に実施する分布状況調査・保全計画策定、生息環境改善等

(8) 特定外来生物早期防除計画策定事業	<p>地域に未侵入又は侵入初期の特定外来生物又は特定外来生物への指定を検討している外来生物の早期発見・防除の効果を高めるための地域計画策定、及びこれに必要な調査等</p> <p>但し、防除手法の実証試験については、前年度までに他自治体等により実施されたものと比較して発展的と認められない場合は交付の対象としない。なお、発展的と認められない場合とは、対象とする生物種の生態や地理的条件、気候的条件、侵入・拡散経路等の社会的要素等の条件が同等の状況下で成果が得られた防除手法を適用する場合をいう。</p>
----------------------	--

ただし、次に該当する場合は、交付金の対象とならない。

- ① 地方公共団体以外の機関、団体等からの委託、補助、助成等を受けることとなる事業（他の助成金等と本事業による交付金の充当範囲が明確に分離できる場合を除く）
- ② 収益を目的とした事業
- ③ 宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業

4. 公募対象者

公募の対象は、交付対象事業ごとに、次のとおりとする。

(1) 特定外来生物防除対策	地方公共団体、地域生物多様性協議会※1 (地方公共団体等※2と、その他の主体で構成)
(2) 重要生物多様性保護地域保全再生	地域生物多様性協議会
(3) 広域連携生態系ネットワーク構築	
(4) 国内希少野生動植物種等対策(平成29年度までに採択された継続事業に限る)	
(5) 地域民間連携促進活動	地域連携保全活動支援センター又は同センターの設置を予定している地方公共団体
(6) 国内希少野生動植物種生息域外保全	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設(野生動植物の生きている個体の販売若しくは貸出し又は飲食物の提供を主たる目的とするものを除く。)の設置者又は管理者※3
(7) 国内希少野生動植物種保全	地方公共団体、第三セクター、民間事業者(法人に限る)、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人又は法人格を有さない団体であって自然環境局長が特に必要と認めるもの(以下、「特認団体」という。) (地方公共団体以外の者が応募者である場合は、地方公共団体の長又は地方環境事務所長若しくは自然環境事務所長(以下、「地方公共団体又は地方環境事務所等の長」という。)が事前に適切な活動であるとして確認したものに限る。)
(8) 特定外来生物早期防除計画策定事業	地方公共団体、地域生物多様性協議会

※1 地域生物多様性協議会(以下「協議会」という。)については、以下の要件をすべて満たしていること。

ア 協議会は、原則として、2以上の主体から構成されるものとし、会員に活動等を実施する地域の地方公共団体等が含まれていること。ただし、国の機関は協議会の会員に含まれないものとする。

イ 協議会としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理办法及び責任者、公印の管理及び使用方法並びに責任者、内部監査の方法等について、以下に掲げる協議会の運営に係る規約等が定められていること。

また、応募の際に下記の規約等、必要書類を提出すること。（なお、交付申請までに協議会の設置が見込まれる場合にあっては、交付申請までに提出すること）

- ① 協議会規約
- ② 会計処理規程
- ③ 会員名簿

ウ 地方公共団体等が協議会の事務局の一部を構成していること及び地方公共団体等の職員1名以上が当該協議会の会計処理において責任のある立場にあること。

なお、環境大臣による交付決定の取消しにより、交付金の全部又は一部について協議会が返還を求められた場合には、地方公共団体等もその返還の責任を負うものとする。

※2 地方公共団体（都道府県、市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区をいう。）又はその他の団体であって、それに代わる者として自然環境局長が承認した者とする。

なお、上記団体の承認は、当該団体等の定款又は規約、財務状況、活動状況等に基づき審査を行った上で行うものとする。

※3 設置又は管理運営を行う地方公共団体、第三セクター、民間事業者（法人に限る）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人又は地方独立行政法人とする。

5. 事業期間及び交付金対象期間

事業期間は、交付対象事業ごとに、次のとおりとする。

(1) 特定外来生物防除対策	原則2年間とする。ただし、2年目が終了する時点において、協議会又は地域連携保全活動支援センターの活動体制構築等のため、継続の必要が高いと認められる場合は、1年間事業期間を延伸することができる。
(6) 国内希少野生動植物種生息域外保全 (7) 国内希少野生動植物種保全	原則3年間以内
(8) 特定外来生物早期防除計画策定事業	原則1年間とする。ただし、1年目が終了する時点において継続の必要が高いと認められる場合は、1年間事業期間を延伸することができる。

6. 採択の方法

書類選考により対象を絞った後、「生物多様性保全推進支援事業審査委員会」による別表3の審査基準に沿って行う審査により採択事業を決定する。採択決定の審査に当たっては、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の作成・提出等を求める場合がある。

なお、審査結果については、ホームページ等を通じて公表する。

7. 応募書類及び提出方法

(1) 応募の方法

別添の応募申請書様式1及び2に必要事項を記入・押印の上、郵送または持参により、応募者の事業対象地域を所管する各地方環境事務所等(別添「提出先一覧」参照)に2部提出するとともに、別途電子メール(shizen-suishin@env.go.jp あて)にて電子ファイルを送付すること。(電子ファイルは押印不要)

なお、交付対象事業(7)国内希少野生動植物種保全のうち、地方公共団体以外の者が応募者である場合は、活動を行う予定の地域の地方公共団体又は地方環境事務所等と応募前に調整し、様式3が別途地方公共団体又は地方環境事務所等の長から提出されること。

○提出先：環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室

○電子メール：shizen-suishin@env.go.jp

電子メールの表題は、「生物多様性保全推進支援事業応募書類(応募者名)」等とし、応募書類の提出であることが分かるようにすること。

(2) 応募書類の受付期間

平成31年4月5日(金)から5月8日(水)まで

受付期間以降に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募書類として受け付けない。

8. その他の留意事項

- (1) 採択後、交付決定等の手続きが必要となる。交付決定等に当たっては交付要綱に基づき更に詳細な審査を行うことになる。なお、事業期間にかかわらず、交付決定は毎年度行う必要がある。
- (2) 事業の交付決定前の活動については交付の対象とはならない。ただし、交付要綱に基づきあらかじめ生物多様性保全推進支援交付金交付決定前着手届を提出した場合にあっては、その限りではない。
- (3) 交付金の支払は原則として実績報告書の提出後とする。

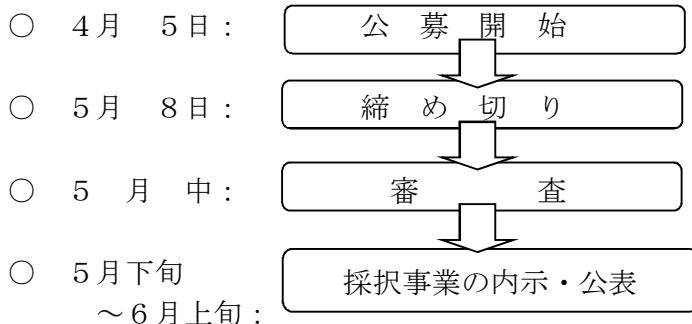
9. 問い合わせ先

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室

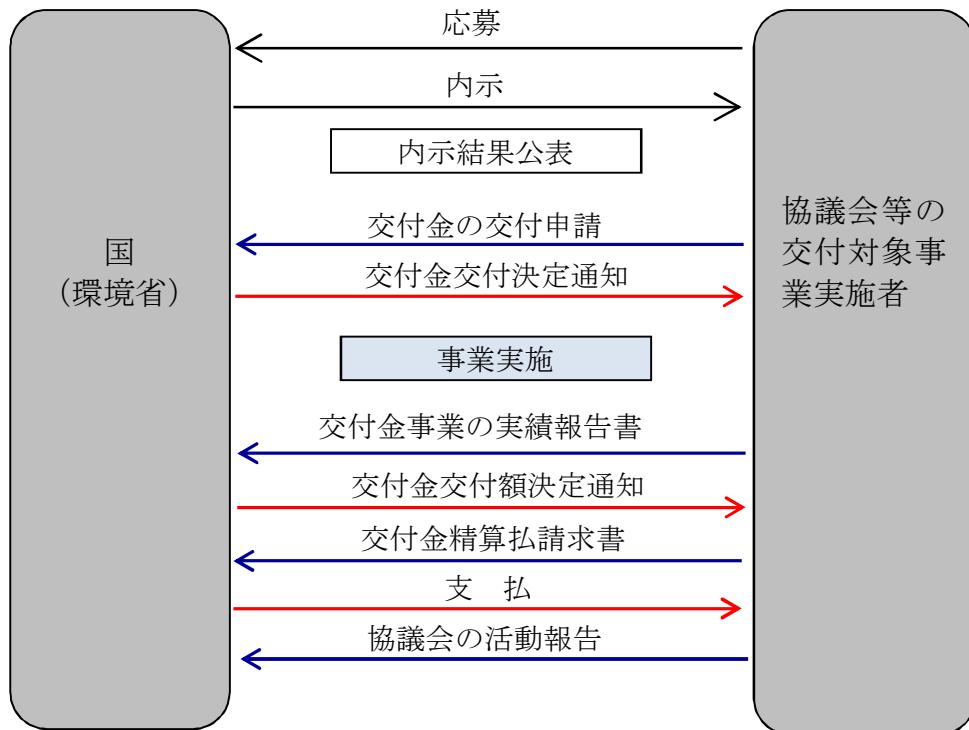
TEL：03-5521-9108(内線6667) FAX：03-3591-3228

E-mail：shizen-suishin@env.go.jp

10. スケジュール(予定)



1.1. 実施スキーム



別表1 交付対象経費及び補助率

1 交付対象事業	2 交付対象経費	3 基準額	4 交付率
(1) 特定外来生物防除対策 (2) 重要生物多様性保護地域保全再生 (3) 広域連携生態系ネットワーク構築 (4) 国内希少野生動植物種等対策（平成29年度までに採択された継続事業に限る）	交付金事業を行うために必要な諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、資材購入費、無償労務費	大臣が承認した額	1／2
(5) 地域民間連携促進活動	交付金事業を行うために必要な諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、資材購入費		1種につき200万円を上限とする定額
(6) 国内希少野生動植物種生息域外保全			①分布状況調査及び保全計画検討（初年度のみ）については250万円を上限とする定額 ②生息環境改善等については150万円を上限とする定額 なお、①及び②を同じ年度に実施する場合においても250万円を上限とする定額とする。
(7) 国内希少野生動植物種保全			定額（1種につき250万円を上限とする）
(8) 特定外来生物早期防除計画策定事業			

別表2 交付対象経費の区分と内容

経費区分	内容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金にかかる経費をいう。
2 旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、交通費、日当及び宿泊に要する経費をいう。
3 備品費	概ね単価5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
4 消耗品費	概ね単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
6 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払い等に要する経費をいう。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓等に要する経費をいう。
9 賃金	日々雇用者に対する賃金支払いに要する費用をいう。
10 雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
11 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。
12 無償労務費	事業計画に位置づけられた活動であって、満16歳以上の者の行う活動にかかる無償労務の延べ時間人数に、最低賃金法に基づき定められる地域別最低賃金を乗じて得られた金額をいう。ただし、全体事業費の3割を超えないものとする。
13 その他	その他事業に必要な経費で、自然環境局長が承認した経費。

別表3 審査基準

項目	加点要素
<u>1. 環境省主要施策との関連</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略、生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動計画又は地域自然資産法に基づく地域計画を策定しており、これらの計画に基づいて活動が実施されること。 ・生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターが設置されており、当該センターによる多様な主体の連携が図られること。 ・自然再生推進法に基づく全体構想及び事業実施計画が策定されており、関連した活動が実施されていること。 ・種の保存法改正法に基づく認定を受けた動植物園等であること。 (交付対象事業（6）の場合) ・種の保存法に基づく確認又は認定を受けた保護増殖事業として実施する活動であること。 (交付対象事業（6）及び（7）の場合) ・環境省や地方公共団体との協定など、公的な位置づけのある活動であること。 (交付対象事業（6）及び（7）の場合) ・種の保存法に基づく生息地等保護区（条例による類似の制度を含む）における活動が含まれていること。 (交付対象事業（7）の場合) ・第5次環境基本計画に位置づけられたグリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、防災・減災等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めようとする考え方や手法）やEco-DRR(Ecosystem-based Disaster Risk Reduction：生態系を活用した防災・減災)の考えに基づいた取組が行われ、その取組状況や多様な効果を広く普及する活動が含まれていること。 ・その他の生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等（別表4参照）に基づく活動であること。
<u>2. 実施の確実性及び活動の効果</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動対象地域の現状や問題点を十分に把握していること。 ・活動の目的を達成する手段が明確になっていること。 ・活動の目的に対して適切な評価指標が設定され、その数値目標が適正に設定されていること。 ・経費が活動内容に対して適切であること。
<u>3. 活動の広範性</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的にモデルとなるようなものであること。 ・複数の国内希少野生動植物種を対象とした活動であること。 (交付対象事業（7）の場合)
<u>4. 活動の継続性及び発展性</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の継続について見込みを立てており、支援事業終了後も組織として活動を継続する体制があること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした団体であること、または地域の団体や個人から継続的に協力を得られる見込みがあること。
<u>5．活動の必要性</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全上重要な地域（重要里地里山、重要湿地、重要海域、特定植物群落等）における活動が含まれていること。（交付対象事業（1）～（4）及び（7）の場合） ・保全対策の緊急性や対策の実施状況を鑑み、特に保全を進めることが望ましい国内希少野生動植物種であること（交付対象事業（6）及び（7）の場合）。 ・防除の緊急性が高く、防除計画策定の効果が強く発揮される外来生物を対象としていること。（交付対象事業（8）の場合）

別表4 その他の生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等は以下のとおり

法律	計画等
自然公園法	生態系維持回復事業計画（第38条）（国定公園のみ） 生態系維持回復事業実施計画（第39、41条）（法に基づく確認・認定の対象となるもの、施行規則第15条の6、9） 風景地保護協定（第43、45条）
自然環境保全法	生態系維持回復事業実施計画（第30条の3関連）（法に基づく確認・認定の対象となるもの、施行規則第30条の4）
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	保護増殖事業計画（第45条）
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	防除実施計画（第18条関連）（法に基づく確認・認定の対象となるもの、施行規則第23条）

提出先一覧

■北海道

◇北海道地方環境事務所

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階

◇釧路自然環境事務所（うち道東地方（オホーツク・釧路・根室（総合）振興局の区域等））

〒085-8639 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4F

■東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

◇東北地方環境事務所

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F

(管轄区域の特例) *

○新潟県に係る磐梯朝日国立公園の区域

○新潟県に係る国指定大鳥朝日鳥獣保護区の区域

■関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）

◇関東地方環境事務所

〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F

(管轄区域の特例) *

○福島県に係る日光国立公園及び尾瀬国立公園の区域

○長野県に係る秩父多摩甲斐国立公園及び南アルプス国立公園の区域

■中部地方

◇中部地方環境事務所（石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県）

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2

◇信越自然環境事務所（富山県、長野県）※平成30年4月1日より「長野自然環境事務所」より名称変更

〒380-0846 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎

(管轄区域の特例) *

○群馬県に係る上信越高原国立公園の区域

○新潟県に係る上信越高原国立公園及び中部山岳国立公園の区域

○群馬県に係る国指定浅間鳥獣保護区の区域

■近畿地方（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

◇近畿地方環境事務所

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマーク(OMM) ビル8F

(管轄区域の特例) *

○三重県に係る吉野熊野国立公園に係る区域

○鳥取県に係る山陰海岸国立公園の区域

○三重県に係る国指定大台山系鳥獣保護区の区域

■中国四国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

◇中国四国地方環境事務所

〒700-0907 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11F

■九州地方

◇九州地方環境事務所（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県（奄美群島を除く））

〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎4F

◇沖縄奄美自然環境事務所（鹿児島県（うち奄美群島）、沖縄県）

〒900-0022 那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎1F

※ 国立公園及び国指定鳥獣保護区にかかる事業のうち、「管轄区域の特例」に該当する場合は、当該区域を管轄する事務所にご提出ください。